令和８年度　美乃浜学園学区（旧平磯中学区）市政懇談会

日時：令和８年７月１１日（土）　１３：３０～１５：００

場所：平磯コミュニティセンター

【事前質問】.....1
１　平磯地区雨水排水管について（平磯自治会）.....1
（河川課回答）.....1
２　踏切から下がる側溝について（平磯自治会）.....1
（河川課回答）.....1
３　災害時の避難場所で１人当たりの広さの確保について（平磯清水町自治会）....2
（１）（原子力災害時の）平磯町全体の避難場所の状況.....2
（生活安全課回答）.....2
（２）津波浸水想定区域内の住民の想定避難先（房総半島沖地震想定）.....3
（生活安全課回答）.....3
４　おなか山公園の境界を示すロープの修理について（磯崎自治会）.....3
（農政課回答）.....3
５　旧磯小グラウンドの雑草について（磯崎自治会）.....4
（資産経営課回答）.....4
６　旧平磯中学校の有効活用について（美乃浜学区明るい地域づくりの会）.....4
（資産経営課回答）.....4
７「平磯海浜公園」一部駐車場利用について（美乃浜学区明るい地域づくりの会）.5
（公園緑地課回答）.....5
８　災害時の避難道路の整備について（平磯・平磯清水町・磯崎自治会）.....6
（道路整備課回答）.....6
９　平磯・平磯清水町・磯崎町の防犯カメラの設置について（平磯・平磯清水町・磯崎自治会）.....6
（市民活動課回答）.....6
１０　ごみの分別・回収について（平磯自治会）.....7
（廃棄物対策課回答）.....7
１１　自治会未加入世帯について（平磯自治会）.....7
（市民活動課回答）.....7
【懇談内容】.....8
１　感震ブレーカーの設置補助について（平磯清水町自治会）.....8
（都市建設部長回答）.....8
２　市道湊２級９号線建築物等移転補償事業について（磯崎自治会）.....8
（都市建設部長回答）.....8

3　空地の雑草管理について（平磯自治会）.....9
（都市建設部長回答）.....9
（市長補足）.....9
4　平磯海浜公園のモニュメントについて（個人参加）.....10
（都市建設部長回答）.....10
5　旧磯崎小学校の跡地利活用について（磯崎自治会）.....11
（総務部長回答）.....11
（要望）.....11
（総務部長回答）.....11
6　平磯海浜公園の管理について（美乃浜学区明るい地域づくりの会）.....12
（都市建設部長回答）.....12
7　道路に越境している樹木について（平磯自治会）.....13
（都市建設部長回答）.....13
8　子育て世帯への支援について（平磯清水町自治会）.....13
（子ども部長回答）.....13

【事前質問】

１　平磯地区雨水排水管について（平磯自治会）

・撤去作業で積みあがった土砂について処理をお願いします。
・管の目詰まり等定期的に確認されているのか。
・集水桝などに砂利が詰まっている箇所があり定期点検周期等の決まりはあるか。
・土砂・落ち葉等が滞留し硫化水素の発生はしないのか。

（河川課回答）

ご質問のありました平磯地区雨水幹線の放流先は海岸となっており，管口が高波等によって閉塞することがあるため，適宜清掃を実施しております。積みあがった土砂については清掃時に発生したものであり，その土砂には海水による塩分などが含まれておりますので環境に配慮した適切な処理方法を今後検討してまいります。

また，管や桝等の目詰まり等については毎週定期的に海岸パトロールを行っており，現場で不具合を発見した際には清掃を実施しております。硫化水素につきましては，汚水管で長時間有機物が堆積し，空気が不足した環境で発生することがありますが，雨水管で硫化水素が発生する可能性は極めて低く，今後も土砂等が堆積しないよう適切な維持管理に努めてまいります。

２　踏切から下がる側溝について（平磯自治会）

・平磯郵便局の交差点下の排水口が不明である。
・船着き場にあるグレーチング蓋の砂の堆積について。
・雨水排水管出口付近の環境整備について
・海岸道路と水平になるようグレーチング網の部分をかさ上げしてほしい。

（河川課回答）

ご質問のありました平磯郵便局交差点下の排水経路につきましては，県道を横断し，平磯漁港の県道沿いを北側に向かい海岸に流れております。その途中にある船着き場のグレーチング蓋は，桝への砂混入を防ぐため，コンクリートで間詰め処理をしたものであります。さらに，下流にある雨水排水管出口付近は浚渫などの環境整備を６月１９日に実施いたしました。

また，護岸手前にある桝のかさ上げにつきましては，施設管理者である茨城県に要望してまいります。



３　災害時の避難場所で１人当たりの広さの確保について（平磯清水町自治会）

（１）（原子力災害時の）平磯町全体の避難場所の状況

（原子力災害時の避難先について）県の報告書では，１人当たりの避難所面積を２㎡から３㎡に変更した際，ひたちなか市は約５万人分が不足していると記載されている。

平磯町全体での（広域避難における）避難先の確保状況はどのようになっているか伺う。

（生活安全課回答）

本市においては，平成３０年に茨城県内１４自治体及び千葉県内１０自治体と避難受入れに関する協定を締結し，平成３１年２月には「広域避難計画に係る基本方針」を取りまとめるなど，広域避難計画の策定に取り組んでおります。

しかしながら，その後，新型コロナウイルス感染症が拡大したことを契機として，令和５年に県の避難所運営の在り方が見直され，「１人当たりの避難所面積の目安」が従来の２㎡から３㎡に拡大されました。このことに伴い，避難先となる施設について，平磯町を含め市全体で約５万人分の不足が生じ，更なる避難先の確保が必要となっております。

避難先の確保は，広域にわたる調整となるため，県がその役割を担っております。現在，県では，避難先の更なる確保を図るため，国と連携しながら，避難先自治体と協議を進めているところであります。

また，本市においては，県内外の避難先自治体を訪問し，避難所となる公共施設の統廃合の状況などについて確認を行い，避難受入れの協議を実施しております。

今後，避難先が確保された後に，市内の各地区の避難先について改めて割り振りを行っ

てまいります。また，市民の皆様が円滑に避難を行うことができるよう，避難経路や代替経路を選定し，計画の具体化を図ってまいりたいと考えております。

引き続き，国や県，関係市町村と連携を図りながら，計画策定に向けて取り組んでまいります。

（２）津波浸水想定区域内の住民の想定避難先（房総半島沖地震想定）

房総半島沖地震を想定した津波について，浸水想定区域内の住民の避難先の想定について伺う。

（生活安全課回答）

房総半島沖地震を想定した津波については，茨城県のシミュレーションによると，茨城県沖から房総半島沖で発生するＭｗ（モーメントマグニチュード）８．４の地震により，本市では最大震度が６弱，津波は４．８５ｍから１０．０１ｍの高さで，影響開始時間が２３分後とされているところです。

平磯町における津波浸水想定区域の住民の避難先としては，最寄りの避難所となる美乃浜学園と，現在改修を進めている旧平磯小学校を設定しております。

津波警報や大津波警報の発表時におきましては，直ちに津波浸水想定区域から退き，高台へ避難することが肝要です。房総半島沖地震により発生する津波については，到達時間が特段早いことが想定されることから，高台へ避難して身の安全を確保することを優先してから，状況に応じて避難所へご移動ください。

また，当該地区には，土砂災害警戒区域に指定されている箇所もあることから，防災訓練等を通じて，避難する時期や天候，時間帯などの条件も想定しながら，高台や避難所までの安全な避難経路を平時から確認いただきたいと考えております。

このほか，指定避難所への避難以外の方法として，安全な地域にある親戚・知人宅等への分散避難も有効な手段となります。

なお，被害が甚大となり，避難生活が長期化する際にあっては，市としても旅館業組合やコンテナハウス事業者等との災害時応援協定に基づいて，避難先を確保してまいります。

４　おなか山公園の境界を示すロープの修理について（磯崎自治会）

おなか山公園の境界を示すロープを設置してから十数年が経過しており修理が必要となっている。新規交換で対応をお願いしたい。

（農政課回答）

おなか山公園は快適で豊かな森林環境づくりを行い，地域住民に開放することを目的とし，平成２２年に茨城県の「森林湖沼環境税」を財源として整備したものです。森林管理者として，磯崎町自治会，ホテルニュー白亜紀，森林所有者として酒列磯前神社，市の四

者で協定を締結し管理をしております。
おなか山公園の境界を示すロープにつきましては，現地状況を確認し老朽化が進んでいること認識しております。今後は維持管理のあり方や利用状況を踏まえながら，境界を示すロープ等の交換設置を検討してまいります。

５　旧磯小グラウンドの雑草について（磯崎自治会）
旧磯崎小学校におけるグラウンドの定期的な除草を要望する。

（資産経営課回答）
旧磯崎小学校のグラウンドにつきましては，現在，跡地利活用に向けた検討を進めているところであり，その間の維持管理については，校務員が現地を巡回し，状況を確認しながら除草などの維持管理に努めております。
これに加え，自治会や地域イベントによる利用のほか，学校体育施設開放事業で利用していた団体に対し，閉校後も引き続き暫定的な対応として，活動利用を認めており，これらの団体が自主的に活動に支障がないよう，活動範囲内において除草を行っていただいております。
このことから，跡地の利活用が決定するまでの間は，暫定的に利用を許可し，維持管理をしている状況にあることから，市として近隣にご迷惑とならない範囲で適切な管理に努めてまいりますが，利用される皆様方でも除草等の維持管理を行っていただけるようご協力をお願いいたします。

６　旧平磯中学校の有効活用について（美乃浜学区明るい地域づくりの会）
旧平磯中学校につきましては，第一校舎が築７１年，第二校舎が築６０年，体育館が築５６年経過しており，雨漏りや漏水が発生する等の老朽化が著しく，改修にはかなりの費用が見込まれます。そのため，これらの建物については，解体する方向で検討を進めており，校舎等解体した後，敷地全体の利活用を図る方針です。
これまでも民間事業者からの利活用に関する問い合わせ等が，令和５年度に５件，令和６年度に９件，令和７年度に３件，令和８年度は現在のところ２件と，多く寄せられており，利活用において高い関心が示されていると認識しております。
一方，本立地につきましては，市街化調整区域であることから，用途は限定されますが，そのような中においても，今後は，民間事業者のアイデアやノウハウの活用も模索しながら，地域活性化につながる利活用の可能性について様々な方策を検討してまいります。

（資産経営課回答）
旧平磯中学校につきましては，第一校舎が築７１年，第二校舎が築６０年，体育館が築５６年経過しており，雨漏りや漏水が発生する等の老朽化が著しく，改修にはかなりの費

用が見込まれます。そのため，これらの建物については，解体する方向で検討を進めており，校舎等解体した後，敷地全体の利活用を図る方針です。

これまでも民間事業者からの利活用に関する問い合わせ等が，令和５年度に５件，令和６年度に９件，令和７年度に３件，令和８年度は現在のところ２件と，多く寄せられており，利活用において高い関心が示されていると認識しております。

一方，本立地につきましては，市街化調整区域であることから，用途は限定されますが，そのような中においても，今後は，民間事業者のアイデアやノウハウの活用も模索しながら，地域活性化につながる利活用の可能性について様々な方策を検討してまいります。

７　「平磯海浜公園」一部駐車場利用について（美乃浜学区明るい地域づくりの会）

①平磯海浜公園近くの海岸では潮干狩り等を楽しむことができ，多くの方々の利用が期待されるが，現在駐車場が限られているため，路上駐車や利用者の不便が生じる恐れがある。平磯海浜公園への一部駐車場整備についてご検討願いたい。

②公園の外周の柵倒壊防止の網を被せてありますが，いつ頃解体して新しく取り付けて貰えるのですか。早急な対応をお願いします。

（公園緑地課回答）

①ご質問の平磯海浜公園につきましては，地域の皆さまが憩い集う場として親しまれているほか，１６台駐車可能な駐車場も設け，市外からの来訪者が公園にあるトイレを利用するなど，来訪者の一時的な休憩所としても利用いただいている状況であります。しかし，その一方で，来訪者によるものと思われる飲食物系ごみの投棄や夜間の長時間駐車など，衛生環境面で芳しくない状況も見られます。

市では，本公園は主に地域の皆さまに利用していただく公園であると考えており，駐車場につきましても，潮干狩り等の観光利用ではなくトイレ休憩等一時的な利用を想定していることから，現在の駐車場規模は概ね妥当であると考えております。

従いまして，駐車場の拡張を目的とした本公園の一部駐車場整備は今のところ考えておりません。

②平磯海浜公園外周にある鉄筋コンクリート製の擬木柵につきましては，潮風に長期間さらされたことで中の鉄筋が腐食し，柵の一部が落下する事象が発生していることから，防護ネットを柵に被せる応急的な保安措置を昨年度実施いたしました。

新しい柵の取付けにつきましては，他の公園でも遊具や施設の老朽化が進行しており，順次対応しているものの更新まで時間を要していることから，本公園におきましても少しお待ちいただきたいと存じます。

また，更新されるまでの期間における公園利用者の安全確保に配慮し，追加の保安措置について今後検討したいと考えております。

８　災害時の避難道路の整備について（平磯・平磯清水町・磯崎自治会）

磯崎町市街地や美乃浜学園付近から国道２４５号線（日立建機脇）を結ぶ幹線道路が無い為，その区間における大型車両の通行が困難な状況です。避難所である美乃浜学園からの緊急輸送（大型バス・大型消防車等）をスムーズにするため，国道２４５号線へ直結する幹線道路の整備を推進していただきたくお願いいたします。

※前年も申請しておりますが，ぜひ前向きに検討をお願いします。

（道路整備課回答）

磯崎町市街地や美乃浜学園付近から国道２４５号線へ接続する幹線道路整備のご要望につきましては，令和６年度および令和７年度にも同様のご意見をいただいております。

現在，道路整備課では市内全域から多数の整備要望を受けており，これらの要望を受けて生活道路の整備を進めている状況です。

ご提示いただいたルートで避難時の円滑な輸送（大型バスや消防車両の通行等）を確保するためには，片側歩道付で幅員が１０ｍ以上必要になります。

この場合，通常の市道整備と比較して規模が大きく，期間と費用を要することが想定されますので，長期的な見通しに立って検討する必要があることをご理解くださいますようお願いいたします。

９　平磯・平磯清水町・磯崎町の防犯カメラの設置について（平磯・平磯清水町・磯崎自治会）

各地区とも空き巣や窃盗の被害が多数見受けられるようになり（空家荒らしも含めて），住民は不安にかられているため，防犯カメラの設置をお願いしたい。また，今後の設置計画も伺いたい。

（市民活動課回答）

街灯防犯カメラの設置につきましては，ひたちなか警察署と協議行い，交通量や犯罪発生状況などを総合的に勘案して決定をしております。事件・事故等の早期解決や犯罪の抑止に対して有効な手段のひとつであり，地域の安全・安心のためにも必要性については認識しておりますが，プライバシーの侵害などを危惧する意見もあり，運用には十分に配慮する必要があることから，今後，街頭への防犯カメラの設置については，慎重に検討していく必要があると考えております。

なお，現在，交差点などの街灯には２９箇所４０台の防犯カメラを設置，運用しており，既存カメラの更新を行う際には，変わりつつある犯罪情勢や特徴などを考慮し，警察との協議連携を図りながら，設置場所の変更などを検討してまいりたいと考えております。

１０　ごみの分別・回収について（平磯自治会）

・ごみの分別について，燃やせるごみの中に燃やせないごみを入れて出している方がいる。

・資源回収について，空き缶を濯いで出してほしい。

・啓発活動などでルールを守ってもらうようにされたい。

（廃棄物対策課回答）

自治会の皆様方におかれましては，日頃より資源回収の円滑な運営にご協力いただき，誠にありがとうございます。

ご要望をいただきましたごみ出しのルールの啓発活動につきまして，市では，ご質問に記載いただいている「空き缶をすすいで出すこと」などのごみ出しのルールに関するパンフレット「家庭ごみの正しい出し方」の配布をしております。

また，市報，ホームページのほか，ごみの分別方法等を簡単に確認できる機能として「ごみ分別検索」を市の公式 LINE で提供するなど，ごみ出しのルールの周知・啓発に取り組んでおります。

「家庭ごみの正しい出し方」は，廃棄物対策課窓口や各コミュニティセンターに常備しているほか，市民課での転入手続きの際に配布しております。また，市内のアパートに毎年８，０００件程度のポスティングを行っております。

資源回収につきましては，廃棄物対策課窓口にお越しいただければ，資源回収についてのルールが記載された看板を無償で配布しておりますので，是非，ご活用いただければと思います。

また，ルール違反に関して市に個別のご相談をいただいた場合には，市職員が該当の集積所や資源回収ステーション周辺の住宅へ「家庭ごみの正しい出し方」をポスティングし，周知・啓発を行っております。また，ルール違反の内容に応じて作成した具体的・個別的な案内文書をポスティングする場合もございます。更には，ルール違反者が判明している場合は直接指導も行っておりますので，市に相談していただければ対応いたします。

今後も，ごみ出しルールの周知・啓発，地域の美化等に自治会の皆様方と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので，ご理解，ご協力をお願いいたします。

１１　自治会未加入世帯について（平磯自治会）

自治会に加入しない世帯が多くなっている。加入率をあげる方法を皆様と考え，啓発していきたい。

（市民活動課回答）

自治会については，全国的に加入世帯が減少傾向にある中で，平時より子供たちや高齢者の見守り活動をはじめ，災害時には自主防災会として重要な役割を担っていただいてお

ります。そうした様々な活動を行っていただいているところではありますが，自治会の負担が大きいとのご意見を受け，市では自治会への依頼業務削減やＩＣＴ化の推進により負担軽減に取り組んでいるところです。

また，自治会の活動を知らなかったという声もあることから，市報への自治会活動に関する記事掲載をはじめ，加入促進のリーフレットや動画作成などに取り組んでいるほか，不動産事業者団体と協定を結び，住宅の契約等の際に自治会についての案内をしていただくなど，理解促進に努めております。

自治会加入について，短期的な視点で効果が高い施策というものは，難しいことから，市としましては，加入促進に加えて，他団体との連携や協力による取り組みを支援するなど，自治会連合会とも意見交換を重ねながら持続可能な自治会運営の支援に努めてまいります。

【懇談内容】

１　感震ブレーカーの設置補助について（平磯清水町自治会）

感震ブレーカーについてちょっとお尋ねします。東日本大震災の時はほとんどの方は避難する際，分電盤のメインブレーカーは切ってないと思います。設置場所が高い所にあるため，あれを切ってから逃げることは非常に困難です。そのため感震ブレーカー設置の補助制度を検討していただきたいと思います。

（都市建設部長回答）

今のところ，おそらく市で推奨や制度化してるものは無いと思います。ただ一般的に少し広まってくると，例えば住宅を新築する時に，そういったものがあるので設置してはいかがでしょうか等アナウンスはできるかと思います。これがまたどのぐらい広まってくるかは今の時点では分かりかねますが，今後皆さんの生活安全に少しでも寄与できるように，そういった情報に常日頃からアンテナ高くしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

２　市道湊２級９号線建築物等移転補償事業について（磯崎自治会）

配布された資料の令和８年度主要事業内容の市道整備事業の中に，磯崎町の事業がありますが，この事業について説明をお願いします。

（都市建設部長回答）

市道湊２級９号線の事業についてですが，場所は酒列磯前神社の南側の道路になります。市道整備の前に建築物移転補償がございます。物理的に拡幅整備が困難なため，その場所に待避所を設けるために，支障となる建物所有者に補償料を支払いして移転をしていただ

く事業でございます。

３　空地の雑草管理について（平磯自治会）

雑草除去の件です。５年ぐらい前にもお願いをしてその次の年に雑草が刈り取られた場所になりますが，今回も雑草を刈って欲しいという話が出ています。

毎年雑草は生えてくるので，毎回毎回依頼をしなくても済むような流れを作っていただけないかというお願いです。

（都市建設部長回答）

ただいまのご意見は，空き地の管理が不十分でそこの雑草が周囲にご迷惑おかけしている問題だと思います。空き地の場合には，まずはご意見や苦情等いただいた後に，市で現地を確認し，それで管理が不十分だという場合には，所有者に対して指導を行っていくという流れになっております。

基本的にはそのような流れになりますが，遠くにお住まい場合には，こちらに草刈りにお見えになる機会がたびたびというわけにはまいりませんので,再度催促をする場合には,少し時間を置いて様子を見させていただいた後に催促をして，それでも全く改善されない場合ですと，一応勧告という形で最終的にはきちんと管理してくださいという命令まで制度上は可能です。

しかし，今のところは所有者の善良の管理に委ねておりまして，きちんと管理してください,周りの方が困ってますという通知を再三送付しているというのが現状でございます。

また，道路側に延びていて交通を妨げている場合は，市の道路管理課で通行妨げてる部分だけを草刈をして，敷地に草を置かしていただく対応はできます。

ただ，道路に接していない部分については，市で所有者にご通知を差し上げて，それを継続していくという対応をとっております。

（市長補足）

これから空き家も増えると思います。不全のものがあってもやはり個人所有の土地のため，個人財産を行政が何か執行することは非常に慎重にならなければいけないです。国もそのあたりは少しずつ変えてはいますが，まだまだ抜本的な解決にはなっていないです。

例えば茨城空港で飛行機が出てくるところに，飛び地みたいに木があると思いますが,あれも管理する人がいなく結局手が出せない状況です。そのためこの空き地・空き家の問題，そしてその個人情報，個人財産と行政の執行の問題は，国でもいろいろと今やっているのですが，なかなか抜本的に解決できない課題で，市だけではとても対応が難しい状況になっているということもご理解をいただきたいと思います。市長会や市の空家・空地等対策推進室を通じて国に意見をお伝えしつつ,継続的に研究をさせてもらいたと思います。

４　平磯海浜公園のモニュメントについて（個人参加）

お礼が１点，お伺いしたい事が１点，それからお願いが１点あります。

まずお礼はですが，平磯遠原町地内の交差点のゼブラゾーンが完全に消えていて，私が車に乗っていて何回も危ない目に遭いました。このことをうちの会長さんにお話したら，この前の６月２４日にきちんとゼブラゾーンを塗って対応していただきありがとうございました。

次にお伺いしたいことは，平磯海浜公園にある，松くい虫の影響でだいぶ赤くなっていて赤いテープを巻いてある松が伐採されるのかです。

そして最後にお願いですが，平磯海浜公園に石でできた日時計の様なモニュメントが建っています。私は昔からこれは日時計ではないし何かなと思っていたら，ある方からあれはアンモナイトのモニュメントだよという話を聞きました。どこにも明記されていないので，詳細が貼って有ればどういうものかが分かるので，分かるようにしていたたければと思います。

（都市建設部長回答）

１点目のお礼をおっしゃっていただいた件ですが，県道と市道の交差点になっていますので，そのゼブラ引き直しを市でやったのか県でやったのか分かりかねますが，いずれにしても薄くて見えなくなってきた時には，交通に影響がないようにそれぞれの管理者が適切な時期に引き直しをしていますので，今後もお気づきの点がございましたら，遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に公園の松枯れの問題ですが，おそらく元々と海岸沿いに防砂林として松の木が一定程度ありましたので，平磯海浜公園に松の木が植えられている所があるかと思います。松くい虫やその他様々な病気等が広がる恐れや台風等で倒木に繋がる恐れがございますので，枯れてしまっている木はなるべく早い段階で伐採してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に一目で分かりにくいモニュメントが平磯海浜公園にあるというご指摘ですが，多分作った当初は皆さんも関心があり，経緯を分かっていらっしゃる方が多かったと思います。しかしだんだん歳月が過ぎて，知っている方々が少なくなってきたのだと思います。

そもそもあまり抽象的な彫刻みたいなものは，一見すると分からないと思います。とは言っても，それを説明するような石碑を作成したりや銘板を付けることは難しいところありますので，物理的よりはこの公園にはこういうものがありますといったＰＲをすることで，皆さんにもお分かりいただき，少しでも身近に感じていただければありがたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

５　旧磯崎小学校の跡地利活用について（磯崎自治会）

磯崎小学校のグランドの雑草について事前質問を出しましたが，これは実を言いますと，自治会で芝を張り，機械を購入して整備したいと市にお願いしましたが断られました。そのため事前質問をしました。僕らの地域には磯崎公園がありますが，きちんと管理しているので，市内でも 1，２を争うぐらいに綺麗に芝が刈られていると思います。同じように磯崎小学校の校庭でもやりたいので，もしその辺を計画していただければありがたいです。

（総務部長回答）

学校の跡地利活用についてのご提案を資産経営課にいただき協議をさせていただいたというお話は伺っております。芝を張ってその管理をしていただけることも伺っておりますが，その管理において乗用の草刈り機を市で買っていただけないかというなお話であったと受け止めていまして，市が買ってお渡しするということはできないと回答させていただいたと思います。肩掛け式の草刈り機は，市民活動課の安全なまちづくり補助金を活用して，購入が可能であると思いますが，実際今グラウンドの雑草管理においては，校務員が状況に応じて対応させていただいております。現在グラウンドは暫定利用であるため，芝を張った利用はちょっと難しいと考えてございます。

（要望）

磯崎には市営住宅跡地，磯崎小学校と有効利用しなければならないところが２ヶ所はあり，以前施設の耐用年数などを調べて，新しい方向性を出す話があったと思います。磯崎小学校については，教育研究所として利用するという計画がありましたが，それも計画が無くなったと聞いています。私たちが有効利用の提案をしても，様々な縛りがあり実現ができません。それなら市からいくつか政策を出して説明していただけるなら，我々も地元で人を集めて話ができますのでよろしくお願いいたします。

（総務部長回答）

この地域は平磯や磯崎小学校，平磯中学校などの旧学校施設の利活用が今後の課題になっているとお話がありました。旧磯崎小学校の一部は磯崎自治会でご利用されています。

お話もありましたように，以前は教育研究所としての利活用を図っていくという方針がありましたが，別の移転先が決まりその方針は無くなりました。そのため校舎及び敷地全体をどのようにしていくかについては，民間事業者への処分を含めて，今後検討していきたいと考えております。処分にあたっては，やはり地域の皆様のご意見も聞きながら，話し合いを進めていきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

６　平磯海浜公園の管理について（美乃浜学区明るい地域づくりの会）

平磯海浜公園についてお聞きしたいことがあります。駐車場は１６台ありますが，潮干狩りの時には駐車場に入りきれません。この他に平磯の海岸沿いには駐車場がございません。事前質問として公園の一部に２０台ぐらいとめられる駐車場を作ってくれないかということを１つ提案しました。

それからその公園の鉄筋柵がもう倒壊しそうです。一応グリーンの網をかぶせてもらっていますが，これは更新時期が来ないからできませんとのことです。これが倒れて怪我した場合は誰が責任を持つのか，利用者の安全確保の配慮は誰がするのか，その点をお聞きします。

（都市建設部長回答）

事前質問でいただいている件でございますが，書面で回答をいたしている通りでございます。ご要望を趣旨は理解しているつもりでございますが，ただ現状で公園の駐車場が１６台ありますが，確かに夏に海水浴や潮干狩り等で海の利用者が多い時に駐車場が満車になってしまうことは，おっしゃっている通りだと思います。ただ海に来られるお客さんのために公園の駐車場があるわけではないため，公園の一部をまた削って駐車場として拡張することは基本的には考えておりません。

本来であれば，海水浴客向けに海岸側に海岸の管理者が駐車場を設けるべきものだと思います。例えば海水浴が多いところであれば，阿字ケ浦や平磯も一部あるかと思いますが，そういった目的に合わせて設置されるべきものですので，駐車場が満杯になっている現状を理解しておりますし，おっしゃっていることはもっともでございますが，その代わりに元々あった公園を削ってしまったりしたのでは元も子もございませんので，それは書面で回答差し上げた通りになっております。

次に柵の老朽化の問題でございますが，これ誠に申しわけないと思っております。市内全域で３２０を超える様々な種類の公園がございまして，植栽が多い公園は剪定や除草など管理をしていただいてる団体の方がいらっしゃって大変助かっておりますけれども，施設の遊具設置や修繕は限られた予算の中で順番に優先度を決めてやってございますので，その危険な度合いが増した時点で，それは優先順位を上げて修繕してまいりたいと思います。

今は直接危ないところに触れないようにネットが被っている状態で，あくまでも暫定の措置でございますのでこのままで良いというわけではないですが，定期的にパトロールをしながらより危なくなった時には，優先度を上げて先に修繕することを考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

７　道路に越境している樹木について（平磯自治会）

今年平磯でお祭りが開催されますが,樹木が道路に越境している所が何ヶ所かあります。

１か所はこの近くの神社の樹木が道路に越境しており，山車が通るときに危ないので，何とか切ってもらえないかと思っています。もう１か所も越境しておりどうしても山車が引っかかってしまうので，何とかお願いしたいと思います。

（都市建設部長回答）

ご要望いただいたところが，基本的に境内地の場合にはその神社の管理になります。ただ道路を通行する時に支障があるということでしたら，それは境内地の場合だとなかなか勝手に切りにくいですが，基本的には市から通行にどの程度支障があるか確認し，所有者に適正な選定や場合によっては伐採等をご案内してまいりますので，この後詳しい場所を教えていただいて市が対応します。市が直接剪定を対応するかどうかはお約束をできませんが，基本的に所有者に剪定していただいて，通行を妨げないような措置をとってくださいというお願いはしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

８　子育て世帯への支援について（平磯清水町自治会）

先ほど市長から子育ての切れ目のない支援というお話がありました。私が民生委員の時に，子沢山の家庭がいくつかありました。訪問すると親御さんが大体疲れた顔をしています。手当等はある程度大丈夫だと思いますが，かなり苦労してるように見えたので，大変難しいとは思いますが，何か支援を検討していただければありがたいなと思っています。

（子ども部長回答）

昨年も関連のお話を教えていただきまして，子ども部で対応を考えているところでございます。いろいろ教えていただいた内容を調べたりもしましたが，子ども家庭センターという組織を作っており，お金の話はなかなか難しいところもありますが，そちらで支援ができるのではないかと考えておりますので，後でまた情報を教えていただいて，何とか繋がっていきたいと考えております。